HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	現代台湾における法の本土化　－「中華民国在台湾」法から台湾法への転換－
Author(s)	鈴木, 賢
Citation	北大法学論集, 51(4), 269-279
Issue Date	2000-11-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15037
Type	departmental bulletin paper
File Information	51(4)_p269-279.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

現代台湾における法の本土化

――「中華民国在台湾」法から台湾法への転換――

鈴木賢（北海道大学法学部教授）

はじめに

本報告では、筆者が一九九九年四月から同年九月末まで行った台湾大学法学院での在外研究の経験を基礎に、台湾における法律の現状について議論していきたい。台湾法の現状を一言でいうならば、やはり他の領域と同様に「本土化」しつつあるということである。これまでの台湾法というのは、中国時代の中華民国（中華民国在中国）がつくった法律であり、中国人が中国で作ったものを、そっくりそのまま台湾に持ち込んだものである。これらの法律の大部分は、一九三〇年代に南京で作られたものであるが、それが中華民国の台湾移転後も現行法としてこれまで継続してきたのである（三〇年代法体制）[1]。しかし、最近、特に九〇年代後半に至って、これが大きな変化を迎えるに至っている。この変

化は、台湾社会の現代化、高度化に伴って、従来の三〇年代法体制がまさに台湾人の手によって作り変えられようとしていることを意味している。ここでは三つの側面を取り上げ、台湾法の「本土化」の諸相を素描したい。具体的には、法学研究の変化、立法、条文の変化、そして司法制度の変化である。

一　台湾法史研究の勃興――法学研究の「本土化」――

まず、研究分野における「本土化」の兆しについて述べたい。「本土化」の表れは、例えば一九九五年、中国比較法学会が台湾法学会に改称された際のシンポジウムに見ることができる。「台湾法制百年」と名付けられたこのシンポジウムの様子は、のちに論文集の形でまとめられている。(2) ここでいう台湾法制百年とは、日本統治時代から数えて百年ということであり、それは同時に台湾における近代法継受、近代法化の百年をも意味している。こうしたシンポジウムが開催されたことが物語っているのは、日本時代に遡って自らの法の歴史を振り返る作業が始まっているということである。つまり、中華民国の法の歴史ではなく、戦前から台湾に住んでいる人たち（＝本土人）にとっての法の歴史という研究のスタイルが出てきたということである。この流れを代表するのが台湾大学法律学院の王泰升教授であり、王教授の博士論文『台湾日治時期的法律改革』（聯経出版事業公司、一九九九年）は、日本統治時期の法改革史を詳細に研究したものである。(3) また、一九九九年四月には、その名も雑誌『台湾本土法学』Taiwan Law Journal が発刊となった。同誌の表紙には台湾の地図、本文の全ページにも小さなイラスト地図が刷り込まれ、台湾という土地に対する並々ならぬ愛着を漂わせている。台湾大学法律学院の教授であり、大阪大学で学位を取得した民法学者・黄宗楽による創刊第二号「巻頭語」では、同誌発刊の背景について次のように記している。

「中華民国はすでに台湾化しており、台湾はもうすでに中華民国の一部ではない。しかも主権独立国家である。中華民国はすなわち台湾なり。当然、国号の変更が待たれる」。「台湾の法は台湾の法であり、中国の法は中国の法である。台湾の法院は台湾の法院であり、中国の法院は中国の法院である。それぞれ別々で、干渉し合わない」。

このように法学研究の「本土化」は、台湾を主体とする台湾法史研究が登場してきたということに象徴的に代表される。従来、台湾で行われていた法史学あるいは法制史は、つまるところ中国法制史であった。台湾の法制史の授業は、戦前については中国、戦後については台湾＝中華民国について教えていたのである。しかし、近年、他の分野と同様、法律の分野でも台湾を主体とする歴史学が生まれている。具体的には、前半の五〇年を日治時期、後半の五〇年を国治（国民党統治）時期というように、前半と後半を五〇年ずつに分けて考察されている[4]。林山田教授（台湾大学法律学院の刑法学者）は、前半が「植民法制」だったとすれば、後半は「流亡法制」であると表現する[5]。

前述の黄宗楽教授によれば、日治時期には「一国両制」（一つの国家に二つの制度）[6]が採られていたという。つまり、当時の台湾は日本の植民地でありながら、日本の内地とは違う法制が採られていたのであり、日本という一つの国の中で台湾地域と内地とでは法制が違っていたことを表す。しかし、日本時代の台湾法は、同時期の中国大陸よりも三〇年は「進んでいた」という。これは西洋法の受容が、台湾では日本法の援用を通じて中国よりもはるかに早く、しかも社会に深く浸透していたということを意味する。植民地時期の後半（一九二二年以降）になるといわゆる「内地延長主義」がとられ、台湾でも民法、商法など主要な日本法が直接適用され[7]、近代的な裁判制度も設けられるようになった。裁判官もほとんど全員が日本から派遣されていた。そのため内地の裁判官同様、日治時期の台湾には裁判官の汚職はほとんどなかったといわれる。台湾人法学者は、この時期、台湾では非常に清廉で公正な裁判がおこなわれていたと認識しているのである[8]。日本の裁判官には戦前からほとんど汚職が見られなかったが、実はこれは東アジア諸国の中では非常に

異例な事であり、裁判官に汚職がない国というのは東アジアにはおそらく他にないであろう。一方、中国の裁判というのはまさに汚職まみれであったとされている。こうした事情を総合して、黄教授は中国よりも三〇年は進んでいたという印象を述べたのであろう。他にも、日本の統治時期の再評価にかんする研究は登場している。その第一人者である王泰升教授は、台湾が戦後、西洋式の法体系を定着させ得た基礎として台湾人には日本時代の経験があったことを挙げている。(9)

後半の五〇年は国治時期と呼ばれており、黄宗楽教授の言葉を借りれば「両国両制」（二つの国家に二つの制度）の時代である。台湾法学界の法律史研究会のシンポジウム（一九九九年七月、於台湾大学法学院貴賓室）「二二八事件の法律史上の意義」で黄宗楽が述べた開幕の辞からも、この五〇年に対する評価を垣間見ることができる。つまり、黄教授は国民党が台湾にやってきたことは、「低文明の政府が高文明の人民を統治した」ということであり、また「そこで起こるべき必然的な事件が二二八事件である」と述べたのである。また、林山田教授は、同シンポジウム上で、「遅れた中国法制を無理矢理受け入れさせられた」とも発言している。(10)さらに両者が共通して指摘するのは、国民党が入ってきたために司法に腐敗が生じ、後退し、堕落し、劣化したという評価である。台湾の司法は、最近は民主化に伴って徐々に状況が改善されてきてはいるが、それでも一般には清廉性において問題が多いと考えられている。このように国民党が中国から持ち込んだ戦後の台湾法を外来法の強制ととらえ、戦前の日本時代と並べて客観的に比較するという姿勢は、従来の研究スタイルとは全く異なるものである。

二　進む基本法典の全面リニューアル

第二に、近時の基本法典に対する大改正について述べておきたい。とくに結果として国民党統治の最後の年となった一九九九年、大きな変化を遂げた。これは、従来の三〇年代法制が現代社会にマッチする現代的な法典へと脱皮しつつあるということである。つまり特に台湾的特色が濃くなっているというよりも、むしろ法が現代化しつつあるということを意味しているのであろう。とりわけ、民法において、民国一九（一九三〇）年に制定された、契約、不法行為に関して規定する民法債権編が、七〇年ぶりに改正された。つまり七〇年間同じだった債権法が大きく変化したのである（一九九九年四月二一日公布）。これと同時に、刑法や民訴法、刑訴法も改正され、法の枠組み自体が三〇年代法体制から大きく離れつつある。民法債権法にかんして言えば、従来六〇四カ条あった債権編のうち、一二三カ条に修正が加えられ、六七カ条が追加され、九カ条が削除されるという非常に大規模な改正がなされた。中心となったのは、解釈に争いがあった点の明確化、最高裁の判例の条文への取り入れ、あるいは事実上の判例変更等である。さらに、例えば人格権侵害に対する慰謝料、あるいは契約締結上の過失、約款規制等、学説を法文の中に吸収したという点も注目されるべきだろう。これらの規定は日本の民法にも見られないものである。比較法的観点からいえば、非常に新しい規定が定められており、旧来の法を大胆に一新したと言える。(11)

民訴法も三〇数年ぶりの大規模な改正となった（一九九九年二月三日公布）。第四章に日本法からの影響のもと、一〇万台湾ドル（日本円で約三五万円に相当）以下の少額訴訟手続が新設される（二七ヶ条）など、現代社会の消費生活に適合的な改正が行われた。(12)

他にも、各法典の改正が進められているが、最終的には憲法の全面改正へと向かうことが予想される。台湾は五権憲法という非常に特異な憲法（孫文の思想に基づく）をもっているが、それは三権の他にさらに監察院、考試院（国家試験を主管し、人事を司る機関）があるという独特な構造の上に成り立っている。その更に上層には国民大会という民意

代表機関が存在していた。この国民大会は総統が国民の直接選挙によって選ばれるようになった結果、憲法改正しか権限をもたない存在意義の薄い機構と化していた。それゆえこれを廃止すべきだとの意見が多く見られたが、廃止するためには憲法を改正する必要があった。つまり、国民大会を廃止するためには、国民大会自体が自らを「首にする」という決定をしなければならない。結局、国民大会は二〇〇〇年の総統選挙後、ついに事実上、廃止され、憲法改正権は立法院に委譲されるに至るが、将来的には憲法の再制定ということも視野に入ってくると思われる。

三　残された民主化の課題——うごき出す司法改革——

第三点は、さらに大きなうごきとして、司法改革が今まさにうごき出しつつあるということがあげられる。一般に司法改革の最大の困難は、それが非常に専門的な領域であるため、大衆を含めた運動として盛り上がりにくいという事情がある。一般的に言って、どの国でも司法改革は、改革の最後の時期に行われるものであり、この点から言えば、司法改革とは一番最後に残される民主化の課題である。台湾では民主化の総仕上げともいうべき司法改革が、ようやくうごき出しつつあるのである。一九九九年七月には総統の委託を受けた全国司法改革会議が、司法改革に向けた具体的な答申を出し[13]、これが現在、実行の段階に入っている。

ここに至るまでに台湾では、司法改革を叫ぶ三千人あまりの民衆による街頭デモがおこなわれるという信じられないような現象が起きている。弁護士会が中心となった民国八六（一九九七）年の一〇月デモでは、「台湾司法制度好比恐竜」（台湾の司法制度は恐竜のようだ）、この恐竜を必ずや倒さなくてはならないというスローガンを掲げ、巨大な恐竜の張りぼての足を作って引きずって行進した。そして最後にこれを路上に横転させて、気勢を上げるというパフォーマ

ンスを披露するなど、大変な盛り上がりをみせた。また、民間には弁護士会が中心となり司法改革基金会が設立され、熱心に司法改革運動に取り組み、専門の雑誌まで発行している。[14] この基金会では、司法改革に関する独自の青写真を発表しているが、興味深いのは正式な青写真を載せた専門家向けのパンフレット[15]の他に、もう一種類、口語により内容をかみくだいて解説した小冊子を作成し、漫画などを挿入しながら、一般の民衆にもわかりやすいかたちで具体的な改革の方針を打ち出しているということであろう。[16] また、学界でも頻繁にシンポジウムなどを開催して、司法改革を後押しした。[17] このようなかたちで進展した運動によって、広い大衆的な基盤が作られていったのが、この司法改革の特徴であろう。

司法改革には李登輝前総統も大いに積極的な態度をみせ、司法院が中心となって改革に向けた行動プランを出すことを急いでいた。その結果、九九年七月にようやく先述の答申が出されたのであるが、この答申の中で最も画期的であるのは、各項目毎に誰が賛成し、誰が反対したかという決定プロセスが明記されている点である。さらに、なぜこれが通らなかったか、誰が拒否権を行使し、反対したかがすべて明るみにされているのである。決定プロセスの透明化は民主主義のバロメーターともいうべきであり、台湾社会の民主化の進展ぶりを印象づけられる。

この答申にあたっては起草チームが設けられ、当時の法務部長（司法大臣）、司法院の副院長（学者出身）、台湾大学法律学院の邱聯恭教授、弁護士会の理事長の五人に拒否権が与えられており、この拒否権によって今回見送りとなった事項が実際いくつかある。拒否権を行使したのはほとんどが法務部長の葉金鳳であった。また、司法改革の答申にはそれぞれの措置の実施時間表、つまり実施期限が定められている点も注目すべき点である。

内容的には、まず司法院の位置づけの改革が挙げられている。これについては、憲法改正、それから司法院組織法の改正が必要なため、ある程度の時間を要するが、司法院を事実上の裁判所にするという改革案が提起されているのであ

る。つまり、通常の最高裁判所の役割を司法院に担わせるということであり、最終的には日本の最高裁判所のような機構が念頭に置かれていると思われる。このことからもわかる通り、この司法改革には日本法の影響が非常に強くあらわれていると言えるだろう。

答申ではまた、法曹一元という制度も提起されている。台湾では司法官試験（公務員になる試験）と在野法曹の弁護士の試験とに分かれているが、これを一本化することが前提となる。さらに将来的には弁護士や検察官の中から裁判官を任命するという構想が提唱されている。統一司法試験は、二〇一一年から始まるということがすでに決まっている。この国では任官する検察官、裁判官と在野の弁護士を同じ試験で選ぶということは画期的なことであり、恐らく中国法史上初めてのことが台湾では実現が目前に迫っている。

他方、今回の答申で非常に難航したのは刑事訴訟制度の改革である。刑事訴訟については基本的に三〇年代法制が変わらずに維持されている。台湾の刑事訴訟制度の特徴は、なんといっても法廷に検察官がいないまま審理をすることを許していることである。つまり裁判官が被告人の取り調べを行うことになっているのである。検察官が起訴状、証拠、その他一件書類を、予め裁判所に送り、裁判官はそれを見ながら被告人を尋問するという、非常に職権主義的な刑事訴訟の構造となっている。戦前のドイツの制度を取り入れた台湾のこの司法制度を、現在、日本が戦後そうしたように米国などの当事者主義的構造へと転換するのが司法改革の大きな目標となっている。

ところで、今次の司法改革の原動力になっているのは、民衆の裁判に対する不信感であるといわれる。つまり裁判官に対する「紅包」（つまり袖の下）に象徴される深刻な賄賂の問題が、民衆の根強い不信感を増長しているのである。(18) このような背景もあいまって、訴訟構造を当事者主義化するというのが大きな課題となっているのであるが、これには法務部が激しい反対をしている。なぜなら、当事者主義では検察官が法廷で挙証責任を負うことになり、検察の責任と

仕事が激増してしまうからである。日本の場合、開廷以前に裁判官が見ることができるのは起訴状のみで、裁判官に予断を与えないかわりに、口頭弁論の中で検察が事実を立証していくという起訴状一本主義がとられている。これに対して台湾では、全部の書類がはじめから裁判官に託されるため、有罪方向での予断を生みやすく、冤罪を起こしやすいという問題点が指摘される。しかし、この点についての改革は、今回の答申では見送りとなった。これを実現するには、例えば検察官の増員、新たな訓練制度の導入など様々な手当を行う必要があり、莫大な時間と予算を要するであろう。しかし、時代の流れは、概ね改革される方向へと向かっているといえる。

むすび

以上を端的に概括すれば、中国大陸で作られた三〇年代法体制＝中華民国法は、台湾に渡って五〇年以上へた今日、急激に台湾型のそれに変革されつつあるということである。二〇〇〇年春の総統選挙では、ついに中国から来た国民党に代わって台湾で生まれた政党、民主進歩党の陳水扁が当選した。今後、法の本土化にはいっそう拍車がかかるものと予想される。日本植民地法、三〇年代中国法、戦後のアメリカ法の影響などが融合しながら、時代精神を体現した台湾独自の混合法体制が形成されて行くことになろう。

（1）黄靜嘉「本世紀来中国法制之現代化與台湾法制之発展」張晋藩主編『二十世紀中国法治回眸』（法律出版社、一九九八年）六五頁参照。

（2）台湾法学会編『台湾法制一百年論文集』（一九九六年）参照。
（3）王教授には他に論文集として『台湾法律史的建立』（国立台湾大学法学叢書一〇七、一九九七年）がある。
（4）黄宗楽「近百年台湾法制研究之特殊意義」台湾法学会編・前掲注（2）三頁以下、王泰升「近代西方法對臺湾華人的影響」国立台湾大学法学論叢二八巻三期七頁以下など参照。
（5）林山田『五十年来的台湾法制』増訂再版（一九九六年）序、参照。
（6）この表現は言うまでもなく、中国が植民地・香港（一九九七年）や澳門（一九九九年）を回収した際に採用された中央政府との関係を規律する原則を借用したものである。
（7）一九二二年九月一八日「臺灣ニ施行スル法律ノ特定ニ関スル件」台湾日日新法社編『改訂増補　臺灣六法』編集復刻版（緑陰書房、一九九九年）一四五頁以下。
（8）王泰升『台湾日治時期的法律改革』（聯経出版事業公司、一九九九年）一八五頁参照。
（9）王泰升・前掲注（4）二三頁、黄静嘉・前掲注（1）七七頁も同旨。
（10）「台湾が一九四五年に中華民国に接収されたときに、その法治の状況は、中国よりも成熟し、進んでいた。しかし、統治者と政権の交代により、法律の上でも、司法の上でも、遅れていた中国の法制の受け入れを余儀なくされた」（林山田・前掲注（5）三一頁）。
（11）民法債権編の改正に関しては、詹森林「民法債編及債編執行法修正内容概述」台湾本土法学二期（一九九九年六月）一八〇頁以下参照。
（12）許士宦「民事訴訟法修正簡介」同右一九七頁以下参照。
（13）結論は司法院『全国司法改革会議結論　具体措置暨時間表』（一九九九年七月二六日）としてまとめられた。
（14）財団法人民間司法改革基金会の『司法改革雑誌』は、隔月間で一九九九年六月までに二一期を発行している。
（15）財団法人民間司法改革基金会『司法改革藍圖』（一九九九年）。
（16）同右『民間版　白話司法改革藍圖』（一九九九年）。
（17）一九九九年七月三日、四日には台湾大学法学院でシンポジウムが開かれている。報告は冊子『民間司法改革研討会』に収録されている。

（18）俗に「有銭判生、没銭判死」（裁判では生きるも死ぬも金次第）といわれる。台湾では裁判官の清廉性への懐疑を「操守問題」と呼ぶ。『民間版　白話司法改革藍圖』・前掲注（16）六頁参照。